

許可割賦販売業者等の営業保証金等に関する規則の一部を改正する
省令（案）に対する意見公募要領

令和5年7月6日
経済産業省
商務・サービスグループ
商取引監督課

1. 意見公募の趣旨・目的・背景

今般、デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン（令和4年6月3日）を踏まえ、許可割賦販売業者等の営業保証金等に関する規則（昭和36年法務省/通商産業省令第1号）の改正を行うこととしました。

ついては、広く国民の皆様から意見をいただきたく、以下の要領で意見の募集をいたします。忌憚のない意見を下さいますようお願い申し上げます。

2. 意見公募の対象

改正案（新旧対照表）

3. 資料入手方法

- （1）電子政府の総合窓口「e-Gov」における掲載
- （2）経済産業省商務・サービスグループ商取引監督課での配布

4. 意見募集期間（意見募集開始日及び終了日）

令和5年7月6日（木）～令和5年8月4日（金）必着

5. 意見提出先・提出方法

別紙の意見提出用紙に日本語で記入の上、以下いずれかの方法で送付して下さい。

- （1）電子政府の総合窓口「e-Gov」
電子政府の総合窓口「e-Gov」（<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>）の意見提出フォームからご提出ください。
- （2）郵送
意見提出用紙に氏名、連絡先及び本件への意見を記入の上、下記の住所宛にお送り下さい。
住所：〒100-8901
東京都千代田区霞が関1-3-1
経済産業省商務・サービスグループ商取引監督課
パブリックコメント担当宛て
- （3）電子メール（意見提出用紙を添付してお送り下さい。）
意見提出用紙に氏名、連絡先及び本件への意見を記入の上、下記のメールアドレス宛てにお送り下さい。
メールアドレス： bz1-shotorihiki-kappann■meti.go.jp

(電子メール送信の際は、■を@に置き換えて下さい。また、電子メールの件名を「許可割賦販売業者等の営業保証金等に関する規則の一部を改正する省令(案)に対する意見」として下さい。)

※ 電話での意見提出はお受けしかねますので、あらかじめ御了承下さい。

6. その他

皆様からいただいた意見については、最終的な決定における参考とさせていただきます。なお、いただいた意見についての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ、その旨を御了承下さい。

提出いただきました意見については、氏名(法人又は団体の場合は名称)、住所、電話番号及びメールアドレスを除き、すべて公開される可能性があることを、あらかじめ御承知おき下さい。ただし、意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別しうる記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

意見に附記された氏名、連絡先等の個人情報については、適正に管理し、意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

